

長野市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成24年9月6日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

## 第1 監査の範囲

平成23、24年度における財務に関する事務及びその他の事務

## 第2 監査の対象及び期間

監査の対象及び期間は、次表のとおりである。

対 象	期 間
地域振興部 若穂支所、古里支所、柳原支所、朝陽支所、 長沼支所、芹田支所、吉田支所  保健福祉部 後町保育園、中御所保育園、子供の園保育園、 中央保育園、保科保育園、真島保育園  教育委員会 古里公民館、長沼公民館、若穂公民館、 加茂小学校、緑ヶ丘小学校、裾花小学校、 朝陽小学校、柳原小学校、古里小学校、通明小学校、 綿内小学校、保科小学校、真島小学校、 東部中学校、若穂中学校、更北中学校、広徳中学校	平成24年4月9日から 平成24年8月29日まで

## 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行等について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員からの説明を聴取するとともに、抽出による書類監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、また、現金の取扱い及び備品の管理状況について、抽出による実地監査を実施した。

特に、「団体事務における預金通帳及び印鑑等の保管状況について」を、重点項目として、監査を行った。

## 第4 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

改善を要する事例については、次のとおりである。

## 1 重点項目

### 預金通帳と印鑑の管理を適切に行うべきもの

各所属が会計事務を取り扱っている団体等について、各団体等の預金通帳の管理者及び通帳印の管理者を確認したところ、同一人により管理を行っていた。

また、保管場所については、預金通帳と通帳印が同じ場所に保管されていた。

預金通帳と通帳印は、管理者及び保管場所を分け、鍵のかかる場所で管理するとともに、預金の引出しの際には複数人による確認を行うよう徹底されたい。

## 2 収入事務

### 収納料金の払込みを適正に行うべきもの

ア コピー使用料及び私用電話料について、複数月分をまとめ金融機関等へ払込みを行っていた。

長野市会計事務の手引によると、コピー使用料及び私用電話料については、1か月ごとに調定し金融機関等へ払い込むこととされている。手引に基づき適正な収納事務をされたい。

【芹田支所・加茂小学校・裾花小学校】

イ 成人学校の受講料について、数日から数週間分をまとめ金融機関等へ払込みを行っていた。

長野市財務規則によると、収納した現金は速やかに金融機関等へ払い込まなければならないとされている。規則に基づき適正な収納事務を徹底されたい。

【若穂公民館】

## 3 支出事務

### (1) 補助金の取扱いを適切に行うべきもの

小中学校図書館運営費補助金の交付対象は、学校図書館職員の賃金であり、原則、学校は図書館職員に毎月支払うこととされている。

学校教育課から学校へ4月20日に補助金が交付されたが、図書館職員へ実際に支払われたのは5月中旬で、4月・5月分をまとめて支払いを行っていた。

交付された補助金については、速やかな事務処理に努められたい。

【若穂中学校】

## (2) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの

各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。切手等は金券であるので、適切に管理されたい。

【若穂支所・広徳中学校】

## 4 財産管理事務

### 物品等の管理を適正に行うべきもの

物品等について、財務規則に規定されている不用決定の決裁及び備品使用簿(備品台帳)の取消手続きがされないまま廃棄されていた。

長野市財務規則、長野市会計事務の手引に基づき適正に管理されたい。また、会計年度末に行う重要物品等の現在高調査を確実に実施されたい。

【加茂小学校・若穂中学校】